

特定非営利活動法人エナフル

定 款

作成日 2025年4月

特定非営利活動法人エナフル 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エナフル という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市牟礼一丁目5番15号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都三鷹市井の頭一丁目7番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 消滅の危機に瀕している伝統芸能、伝統工芸など地域における伝統文化に対して光を当て、その伝承の意義と重要性を広く知らせる国民運動を展開するとともに、地域において伝統文化伝承とそれを活用して地域に活力を作り出していくNPO団体の結成を促進して、その活動支援体制を構築していくことを目的とする。

幼児、青少年その父兄及び地域の住民に対して、スポーツ大会及びスポーツ教室の開催、その他スポーツの普及に関する事業を行うことにより、青少年の健全育成、地域交流の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域特有の風土、歴史の中から作り出され、伝承されてきた有形文化及び、地域の自然を活かして作り出された工芸品の保存及び普及。
- (2) 地域伝統文化伝承に対する情報収集、研究、及び地域伝統文化伝承活動NPO団体結成指導及び支援。
- (3) 地域伝統文化を通じて都市住民と地域の交流、地域住民結束の起爆剤及び観光関係への広報及び誘致活動。
- (4) 郷土愛、自然との共生、異文化理解、課外授業の導入、国際交流の支援、及び協力。
- (5) この法人事業に必要な資料の編集及び、刊行。
- (6) 関係機関、団体との連絡、協調。
- (7) 伝統文化の国際発展活動。

- (8) 伝統文化と近代文化の融合事業。
- (9) スポーツ大会の開催、イベント企画及び運営支援を通じた、青少年のためのスポーツ振興事業。
- (10) スポーツ教室等開催による青少年の育成、教育活動。
- (11) スポーツ指導者の育成に関する事業。
- (12) スポーツに関する調査、研究事業。
- (13) スポーツを通じた地域交流、地域発展活動。
- (14) 出版物及び機関紙の発行、ホームページの運営。
- (15) その他本会の目的を達成する為に必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員
 - 法人 入会金 金1,000円
 - 年会費 金1,000円
 - 個人 入会金 金1,000円
 - 年会費 金1,000円
- (2) 賛助会員
 - 法人 入会金 金1,000円
 - 年会費 金1,000円
 - 個人 入会金 金1,000円
 - 年会費 金1,000円

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行動をしたとき。
 - 2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に該当会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3～5人
- (2) 監事 1～2人
 - 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3等身以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 理事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
 - (2) 理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行動があったとき。
 - 2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

(特別顧問)

第21条 この法人に、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事長が任免する。

第5章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算

- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第25条 通常総会は、年に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

（理事会の構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の機能）

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第37条 理事会における議事事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ、通知した事項とする。

（理事会の表決権等）

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる
ことができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会長	鶴木	眞
理事	天野	忠良
理事	大澤	功一郎
理事	三留	松治
理事	亀井	信明
理事	大塚	和幸
理事	刀川	茂夫
理事	高須賀	徹
理事	畑中	義男
理事	村崎	澄明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成16年7月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	金1,000円
	会費年額	金1,000円
(2) 賛助会員	入会金	金1,000円
	会費年額	金1,000円